東洋史研究
第四三巻　第三號　昭和五十九年十二月発行

漢代賢良方正科考

福井重雅

まえがき
一　賢良方正科による察舉の性格
㈠「公卿」による推舉
㈡「士」としての指名
㈢「大夫」としての登用
㈣「公卿」による「士大夫」の察舉
二　賢良方正科による察舉の形成
㈠　周代的遺制――その一
㈡　周代的遺制――その二
㈢　漢代的要素――その一
㈣　漢代的要素――その二
あとがき

まえがき

漢初、詔して賢良方正を擧げ、州郡、孝廉、秀才を察す。斯れ亦た士を貢ぐの方なり。中興以後、復た敦朴、有道、賢能、直言、獨行、高節、質直、清白、敦厚の屬を增す。榮路既に廣く、觖望裁き難し。

右の文章は後漢書卷六一（列傳五一）左周黃傳に附記される論の一節である。この短文の中にいみじくも示されている、ように、漢代はまさしく賢良方正をはじめとする各種の「士を貢ぐ（の）方」法が創設され、それらは「中興以後」もますます發展して、「觖望裁き難」いほどの隆盛をきわめた時代であった。後世の著名な九品中正や科擧の先驅をなす制度として發足し定着したのが、この漢代の鄕擧里選であったことはいうまでもない。

筆者は近年この官吏登用制度のうちでとくに賢良方正などの制擧の問題を取上げ、主としてその運營の實際や昇進の規準をめぐっていくつかの考察を試みてきた。(1) その結果多少なりとも闡明にされたと思われる點は、まず第一に、その察擧の有資格者は原則として秩萬石の丞相などから二千石の郡國の守相（以下これらを最高官僚層と假稱）などまでに限定され、他方その被察擧者にはひろく秩四百石以下百石前後の官吏（下級官僚層と假稱）が包含されていたこと、(2) そして第二に、賢良方正を中心とする選擧制度は、右のような前者の察擧の主體が、同じく後者の客體を秩千石以下比六百石以上の官吏（上級官僚層と假稱）に拔擢し、昇進させることを目的とした制度であったこと、(3) などの二點である。もちろん漢初の草創當時には二三の例外が散見されなくもないが、賢良方正を主體とする漢代の鄕擧里選の大略は、ほぼ以上のように要約することが可能であろう。

それではこのような察擧制度は、漢代の政治や社會において、具體的にどのような性格や要素を內包し、實質的にいかなる意圖や目的をもって形成されたものであろうか。漢代の官吏登用制度はただ單に右のような賢良方正などの制擧だけではなく、孝廉・茂才などの常擧や辟召のような人材招致の方法を併存させていたから、少なくともその制度の實體を究

明するばあいには、それらすべてを含めた全體的な展望や考察が不可缺であることはいうまでもない。しかし紙幅の關係から小稿では後二者をめぐる問題は言外に配慮することにして、以下賢良方正によって代表される制擧の問題を中心に、漢代における選擧制度の一端を再檢討することにしたい。

一　賢良方正科による察擧の性格

(一)「公卿」による推擧

賢良方正による漢代の選擧制度を對象として、あらためて察擧の有資格者と被察擧者との間の關係を吟味してみると、前者がしばしば「公卿」という汎稱で一括され、それに對して後者が「大夫」や「士」という別稱で命名されていることに注意される。

まず最初に「公卿」の稱謂から檢討すると、史記卷一〇一鼂錯傳に、「建元中、上、賢良を招く。公卿、鄧公を言う」云々とあるのが、おそらくその用例の初見であろう。この短文は漢代における制擧の開始を告げる當初の記事としても重視されるが、漢書卷六武帝紀の建元元年（前一四〇）十月の條を見ると、この記事に對應して、

丞相、御史、列侯、中二千石、二千石、諸侯相に詔して、賢良方正直言極諫の士を擧げしむ。丞相（衞）綰奏す、擧げし所の賢良に、申（不害）、商（鞅）、韓非、蘇秦、張儀の言を治めて、國政を亂すものあり。皆罷めんことを請う、と。奏して可なり。

とあるから、右の鼂錯傳にいう「公卿」が實は具體的には丞相から諸侯相までを指していたことがわかる。同樣に同卷一〇成帝紀の建始三年（前三〇）十二月の條を見ると、

乃し戊申、日蝕し地震う。朕甚だこれを懼る。公卿其れ各おの朕の過失を思い、明白にこれを陳べよ。女ら面從し、退いて後言すること有る無かれ。丞相、御史は、將軍、列侯、中二千石及び內郡國とともに、賢良方正にして能く直

言極諫するの士を舉げよ。公車に詣らば、朕將に覽んとす。

とあるが、ここにいう最初の「公卿」もまたそれにつづく文言によると、實質的には丞相から內郡國の守相までを含んでいたことが明らかにされる。同卷九元帝紀の永光二年（前四二）三月の條や同卷一一哀帝紀の元壽元年（前二）一月の條に見える「公卿」の二字なども、右とほぼ同樣の用例の中に加えることができるであろう。

このような推擧の主體を「公卿」と總稱する用語は、後漢になるとますます頻繁に使用されるようになる。すなわち後漢において最初に行なわれた制擧は、後漢書卷一下光武帝紀の建武六年（三〇）十月の條に見出されるが、そこには、

詔して曰く、吾れ德薄く不明なり。寇賊害を爲し、彊弱相陵して、元元所を失う。詩に云う、日月凶を告ぐれば、其の行を用いず、と。永く厥の咎を念いて、內に心に疚む。其れ公卿に敕して、賢良方正各おの一人を擧げしめよ。

とあって、察擧の有資格者が單に「公卿」の名によって一括されている。この最初の賢良の選擧に指名されたと思われる被察擧者の一人は崔篆であるが、同卷五二崔駰傳を見ると、

建武の初め、朝廷にこれを薦言する者多し。幽州刺史も又（崔）篆を賢良に擧ぐ。篆自ら宗門の（王）莽の僞寵を受けたるを以て、漢朝に慙愧し、遂に辭歸して仕えず。滎陽に客居し、門を閉じて潛思す。

と明記されているから、おそらく後漢初期の一時的な措置であろうが、右の「公卿」の中に秩二千石の刺史が含まれていたことがわかる。また同卷八二上方術傳の樊英傳に、「州郡前後して禮請するも應ぜず。公卿、賢良方正有道に擧ぐるも皆行かず」とあるが、この記事は同卷四和帝紀の永元六年（九四）三月の條によると、「三公、中二千石、二千石、內郡守相」として裏附けることができるから、右の「公卿」とは實際にはこのような範圍內にある察擧の有資格者を指稱していたということが判明する。(4)

以上のようないくつかの記事は、そこにいう「公卿」という表現がただ單に漠然とした中央の高官の總稱や三公・九卿の略稱であるのではなく、實はひろく郡國の守相やときには刺史までをも含めて、一定の察擧の有資格者を呼稱する用語

であったという事實を示すものであろう。上掲の後漢書光武帝紀に、「其れ公卿に敕して、賢良方正各おの一人を擧げしめよ」という記事をはじめとして、袁宏の後漢紀巻二五靈帝紀の中平三年（一八六）五月の條に、「壬辰晦、日これを蝕する有り、公卿に詔して、直言を擧げしむ」という記事にいたるまで、後漢の史書には終始その察擧の有資格者をこのように單なる「公卿」という名稱で一括して表現している記載が數多く散見されるが、それは具體的には右のような最高官僚層を稱謂する用語であったということが再確認されるはずである。

(二) 「士」としての指名

このように察擧の有資格者がしばしば一括して「公卿」と總稱されていたとするならば、逆に彼らによって指名された被察擧者たちは、多くのばあい「賢良方正の士」や「直言極諫の士」などと記されるように、「士」たる表現をもってよばれていたことに注意される。その一例として漢書巻五一賈山傳を見ると、制擧の創設された文帝の時代に、賈山は左のように上言している。

（詩に）又た曰く、濟濟たる多士、文王以て寧んず、と。天下に未だ嘗て士亡きにあらざるなり。然り而して文王のみ獨り以て寧んずと言わるる者は何ぞや。文王仁を好めば則ち仁興り、士を得てこれを敬えば則ち士用いらる。……今陛下、……天下をして賢良方正の士を擧げしむ。天下皆訢訢焉として曰う、將に堯舜の道、三王の功を興さんとす、と。天下の士、精白にして以て休德を承けざるは莫し。今方正の士、皆朝廷に在り。云々。

ここでは「賢良方正の士」を擧げることが、詩經大雅にいう有名な周の文王の「濟濟たる多士」という文言に導引されて、その登用が爲政者の實施すべき第一義の責務であると觀念づけられている。ここにいう「士」[5]とはただ漠然と一般吏民を指す用語のようにも解され、またそれは從來必ずしも明確にされていない身分層であるが、少なくとも漢代の制擧における用法に關するかぎり、「士」とは官吏もしくはそれに準ずる者を總稱する用語であったと考えられる。ここでは一

切の論證は省略するが、その理由は、まず第一に、宣帝の地節三年（前六七）と神爵四年（前五八）の制擧において、それぞれの詔敕に、「賢良（方正）にして、民に親しむべき者」と明記されているように、「士」と「民」とが對比的に併稱されているからである。漢書卷二二禮樂志に、「民人本に歸し……牧むるに賢良を以てす」と述べられ、また同卷二四上食貨志に、「宣帝卽位するや、吏を用いて多く賢良を選ぶ」と記されているのも、「賢良方正の士」が文字通り「士」たる身分層の官僚を主な對象としていたことを示している。さらに第二に、すでに筆者が考察したように、(6)當時それらの制擧に推薦された者たちは、對策するさいに必ず「臣聞くに」云々の文章ではじまる書式によって起筆しているからである。このように被察擧者が上奏のさいにいわゆる「稱臣」の形式をとっていたということは、彼らがまさしく官僚の一員として君臣關係の中に包攝されていたことを意味するものであろう。(7)最後に第三に、前漢と後漢において賢良方正などに指名された人物をすべて列擧し、その察擧直前の略歷を個別に點檢してみると、彼らはその時點においていずれも官吏もしくはそれに準ずる者たちであったことが明らかにされるからである。(8)もちろん漢代の「士」の概念には他にもさまざまの含意が內在するであろうが、少なくとも察擧制度に關して用いられる「士」とは、同食貨志に、「士農工商、四民業有り。學びて以て位に居るを士と曰う」という定義が、ほぼそれに該當するものであると規定しておくことにしたい。

このように「士」と「民」とが區別され、「士」と「臣」とが等置されるとするならば、制擧における被察擧者は、その指名される時點においておのずから「士」たる資格が要求されたということが浮彫りにされる。事實漢書成帝紀の鴻嘉二年（前一九）三月の條を見ると、

詔して曰く、古の賢を選ぶや、俾納するに言を以てし、明試するに功を以てす。故に官に廢事無く、下に逸民無し。……朕既に以て率い道くことなく、帝王の道日に以て陵夷す。意うに迺ごろ賢を招き、士を選ぶの路の鬱滯して通じざるか、將擧ぐらるる者の未だ其の人を得ざるや。其れ敦厚にして行義有りて直言を能くする者を擧げよ。

とあって、敦厚などの人材を察擧することが明らかに「賢を招き、士を選ぶ」ことと同一に見なされているのである。

後述するように、このような「士」を擧げるという理念は、觀念的には右の文中に見られるような往古の傳統的な貢士制度と結び附けられていた。漢書武帝紀の元朔元年（前一二八）十一月の條に、「古は諸侯の士を貢ぐこと壹たび適ならば、これを好德と謂う」云々という奏文などは、その好例として擧げることができよう。また同卷六七梅福傳を見ると、「士は國の重器なり。士を得れば則ち重く、士を失えば則ち輕し。詩に云う、濟濟たる多士、文王以て寧んず、と」という一文につづいて、「天下の士の憤懣を發し、忠言を吐く」ことができれば、とりもなおさずそれが結局は「三代の選擧の法を以て、當世の士を取る」主旨にかなうものであると結論づけられている。

このような理念は後漢に入るとさらに頻繁に示されるようになる。すなわち小稿の冒頭に掲げた後漢書左周黃傳の論の前半に、

古は諸侯歲ごとに士を貢ぐ。賢を進むれば上賞を受け、賢に非ざれば爵士を貶らる。これを司馬に升して、其の才を辯論す。論定まりて然る後にこれを官にし、官に任じて然る後にこれに祿す。云々。

とあるように、賢良方正などを察擧することが往古の「士を貢ぐ」方法として觀念づけられている。同樣に同卷六〇下蔡邕傳に、「臣聞くに、古は士を取るに必ず諸侯をして歲ごとに貢がしむ」と述べられ、さらに後漢紀卷一六安帝紀と同卷一八順帝紀に見える魯丕の對策と左雄の上言に、それぞれ「古は士を貢ぐや、其の人を得る者に慶有り」とされ、また「郡國の孝廉は古の貢士なり」とされているのも、そのような當時の一般的な選擧觀を代辯するものであろう。周禮天官冢宰の宰夫の條を見ると、「其の能者と其の良者とを書して以て上に告ぐ」とあるが、後漢の鄭玄はこれに注して、「今時孝廉、賢良方正、茂才、異等を擧ぐるが若し」と述べているのも、同樣な傾向を物語るものということができる。したがって漢代の史料の中には、賢良方正をはじめとして「士」の一字を附された選擧の科名が數多く見出されるが、それらはただ單に漠然と一般庶民を指すのではなく、あくまでも察擧の具體的な對象を實際に「士」に該當する者に限定していた

ということを間接的に示唆するものであろう。

(三)「大夫」としての登用

さらに興味あることは、このように「士」たる資格で指名された者が皇帝の親策を受けるばあいに、あらためて「大夫」とよばれたという事實である。すなわち漢書巻四九鼂錯傳を見ると、制擧を創設したさいの詔策の中で、文帝は自らの不徳を顧みて、「此れ大夫の著聞する所なり」という謙辭を述べ、さらに賢良方正などを擧げる意圖をつぎのように開陳している。

二三の大夫の行ないは、此の三道に當たれり。朕甚だこれを嘉す。故に大夫を朝に登し、親から朕の志を諭さん。大夫、其れ三道の要を上れ。……朕親からこれを覽て、大夫の朕を佐くるに、至ると至らざる所以を觀ん。……大夫、其れ正論して、執事に枉らるることなかれ。烏虖、これを戒めよ。二三の大夫、其れ志に帥いて怠ることなかれ。

右の文中には「二三の大夫」を筆頭に「大夫」という呼稱が前後六回にわたって使用されているが、このように賢良たちは推擧されて對策するさいに、「大夫」という身分によって處遇されていたことが知られる。また漢書巻五六董仲舒傳に見える武帝の第一策には、「今子大夫、褎然として擧首と爲れり。朕甚だこれを嘉す。子大夫、其れ心を精し、思いを致せ」云々とあるのをはじめとして、「子大夫」という表現がおよそ六回にわたって用いられている。同様に同巻五八公孫弘傳に引かれる武帝の制策にも、「子大夫は先聖の術を修め」、「子大夫に問う」、「子大夫はこれを習えり」という三例が見出され、さらに同巻六三武五子傳の燕刺王傳にも、「子大夫」という稱呼が三度にわたって使用されたのちに、その敕書は「子大夫、其れ各おの心を悉して以て對えよ」という文言によって結ばれている。(9)

後漢においても同様であって、後漢書巻三章帝紀の建初五年(八〇)五月の條を見ると、

詔して曰く、朕直士を思い遅いて、異聞に側席す。其れ先に至れる者は、各おの以て憤りを發し、懣うるを吐け。略

子大夫の志を聞かん。

とあるのが、その用法の一例である。右の文中に見える「直士」とは、その同年二月に察舉することを命じた「直言極諫にして能く朕の過失を指す者」の略稱であるらしく、また李賢の注によると、「側席とは坐を正さざるを謂う。賢良を待つ所以なり」と解釋されている。とするならば、この一文は文字通り「士」たる「直士」の舉應を期待し、彼らの發言を「大夫」たる「子大夫の志」として聽聞しようということを意味しているから、そこには察舉する時點において「士」たる人材を求め、それらを「大夫」として處遇するという賢良方正の選舉の性格が端的に表明されているということができよう。このことは同卷六三李固傳を見ると、賢人登用を進言したその上書の中に、「陛下亂を撥めて龍飛し、初めて大位に登るや、南陽の樊英、江夏の黃瓊、廣漢の楊厚、會稽の賀純を聘す。策書嗟歎して、待つに大夫の位を以てす」として、それらの人材を「大夫」の身分で待遇しようとしていることからも裏附けられる事實なのである。漢代の制舉の史料を通覽するとき、賢良方正などの人材を招致するさいの詔敕類に、ときに「待つに不次（の位）を以てす」[10]という表現が用いられていることに注意されるが、この文言を右の「待つに大夫の位を以てす」という上奏文と等置してみるとき、漢代の察舉制度における人材登用の目的が、まさしく「士」を舉げて、それらを「大夫」に昇敍させる點にあったという事實があらためて浮彫りにされるのではなかろうか。

ここにいう「大夫」の概念や實體についても、「士」のばあいと同樣に、それ自體すでにさまざまの問題を內在させている。しかし少なくとも鄕舉里選の範圍內でこの「大夫」の身分について再吟味しようとするとき、最も貴重な示唆をあたえてくれる史料は、漢書卷八宣帝紀の黃龍元年（前四九）四月の條に見えるつぎの一節である。

詔して曰く、廉吏を舉ぐるは、誠に其の眞を得んことを欲するなり。吏六百石は、位は大夫にして、罪有らば先に請い、秩祿上通して、以て其の賢材を效るに足る。今より以來、得て舉ぐることなかれ。

この一文はそこに引かれる韋昭の注に、「吏六百石なる者は、復び舉げられて廉吏と爲るを得ず」とあるように、秩六

百石以上の上級官吏を廉吏として推擧することを禁止した敕令であって、賢良方正制度それ自體について直接言及した文言ではない。しかしそれを禁止する理由として、秩六百石の官吏は「大夫」の身分に相當すると規定されていることに注意したい。すなわち彼らは「大夫」であるから、罪を犯したばあいにも特別な上申が許され、その秩祿は上位のそれと通用するから、すでに十分に賢才を推擧し得る地位に置かれていると評價されているのである。

この史料は漢代の察擧制度について考えるさいに、少なくともつぎの二點について注意を喚起する。すなわちその一は、最初に略述したように、賢良方正などを推擧する主要な目的や規準は、秩四百石以下の下級官僚層を比六百石以上の上級官僚層に拔擢するという點に求められるが、右の文中に「吏六百石は、位は大夫」云々とあるように、このことはまさしく彼らを「大夫」の身分に昇格させる意圖をもっていたということを意味する。そしてその二は、漢書卷九七外戚傳の序文に、皇帝の側室の一人である「長使は六百石に視(なぞら)え、五大夫に比す」と記述されているように、その秩六百石の官僚はいわゆる二十等爵の第九級にあたる「五大夫」に相當し、またその「大夫」の特權は「五大夫」のそれと實質的に全く一致するという點である。(11) この事實もまた被察擧者を文字通り「大夫」として處遇し、その身分秩序の中に擬制化しようとしていたことを裏附けるように思われる。換言すれば、皇帝が「士」の科名によって人材を求め、その結果推擧された對策者に向かってしばしば「大夫」の呼稱を用いているということは、ただ單に修辭上の問題ではなく、彼らの實質的な身分を直截に總稱したものであったということができるであろう。

(四) 「公卿」による「士大夫」の察擧

以上のような理解が可能であるとするならば、漢代の制擧においては、それに察擧される人物はいずれも賢良方正などに指名される時點において、「士」の資格が求められ、さらに皇帝の親策を受ける段階において、「大夫」の身分に假託して處遇されたということが明らかにされる。しかも既述のように、右のような「士」を察擧する資格をもつ秩比二千石以

上の最高官僚層は、しばしば「公卿」という稱謂によって一括視されていた。とするならば、ここであらためて注目される問題は、漢代の制擧の一面には、基本的には「公卿」が「士大夫」を推薦するという性格が潛在していたということである。そしてそこに推擧する側とされる側との關係が、「公卿」＝「大夫・士」という身分的な秩序によって擬制化されていたという事實が指摘できるのである。

このような推擧の方式や性格はただ單に表現上の類似性においてのみ認められるのではない。漢代における官吏の階層秩序は、一面において各位の官僚の所持し得る印綬の規定によって特色づけられるとされているが、(12) 漢書卷一九上百官公卿表を見ると、「相國、丞相は皆秦官。金印紫綬」としてまず三公などの印綬が規定され、さらにその末尾に、

凡そ吏の秩比二千石以上は皆銀印青綬。光祿大夫は無し。秩比六百石以上は皆銅印黑綬。大夫、博士、御史、謁者、郎は無し。其れ僕射、御史治書、尙符璽者には印綬有り。比二百石以上は皆銅印黃綬。

と明記されている。これによれば、三公以下の官僚は秩比二千石以上・比六百石以上・比二百石以上の三階層に分類され、しかもそれらに對應してそれぞれが所持し得る印綬は、「銀印青綬」・「銅印黑綬」・「銅印黃綬」の三種類に區分されていたことが明らかにされる。續漢書卷三〇下輿服志もこれを踏襲して、「公、侯、將軍は紫綬、……九卿、中二千石、二千石は青綬、……千石、六百石は黑綬、……四百石、三百石、二百石は黃綬」云々と規定し、後漢においても前漢とほぼ同一の區分法を明文化していたことがわかる。とくに注目されることは、漢書宣帝紀の黃龍元年四月の條所引の王啓原の考證によると、右にいう「紫綬」は古代の「公」に、「青綬」(13) は「卿」に、「墨(黑)綬」は「大夫」(14) に、「黃綬」は「士」に、それぞれ比定され得る身分であると解釋されていることである。そしてそれとは別の考證によると、右の「紫綬」と「青綬」はともに天子から直接任命される親任官であるが、さらに「黑綬」は天子の內府にあたる尙書から補任される敕任官、「黃綬」は丞相から選任される奏任官、殘る百石以下はその直屬の官廳から指名される判任官に、それぞれ該當すると考えられている。これらのやや煩雜な各官秩と印綬などの關係を制度的に要約すると、おそらく次頁のように圖示す

秩禄	官位	印綬	身分	任官
萬石	三公・將軍など	金印紫綬	公	親任官
中二千石～比二千石	九卿・郡守・國相など	銀印青綬	卿	
千石～比六百石	九卿の各丞・縣令など	銅印黑綬	大夫	敕任官
四百石～比二百石	郎中・縣丞・縣尉など	銅印黃綬	士	奏任官
百石以下～	功曹・斗食・佐史など	（青紺綸）	士（庶）（？）	判任官

ることができるであろう。

上の圖表を一瞥してただちに明らかなように、秩萬石から比二千石までの最高官僚層は、まさしく「金印紫綬」と「銀印青綬」を佩用する「公」と「卿」とに相當し、ともに親任官であったことが確認される。そして再三述べたように、察舉の有資格者はこの範圍内にのみ限定されていたから、それは文字通り「公卿」の身分に比定され得ることになる。一方察舉の客體とされる階層は秩千石以下の官吏であったが、それらがいずれも「大夫」や「士」という身分によって指稱されていたということは、右の表によって一層明瞭になるはずである。

しかもすでに述べたように、漢代の賢良方正科における察舉の規準は、秩四百石以下の下級官僚層をそれより一段階上の比六百石以上の上級官僚層に拔擢し、昇敍させることを主眼としたものであったから、それはとりもなおさず「士」を「大夫」に改編する意圖をもっていたということができる。約言すれば、それは具體的には「金印紫綬」と「銀印青綬」の親任官が、「銅印黃綬」以下の奏任官や判任官を「銅印黑綬」の敕任官の中に昇進させる制度であったと考えることも可能なのである。このように要約してみると、漢代の賢良方正制度の特色である「公卿」による「士大夫」の推擧という準則は、ただ單に修辭上の偶合的な名稱の一致として見なされるべきものではなく、むしろ一面ではきわめて周代の身分的な秩序理念を背景として形成されていたという事實にあらためて注目されるのである。

このように推擧の形式や特色が周制に對應するものであるとするならば、漢代に創設された官吏登用制度それ自體が、直接閒接に周代の貢士制度と關聯をもっていたということが想定される。さきにその一端を概觀したように、事實賢良方

正などを中心とする察舉制度は、一面においては周代の傳承的な人材登用の理念を現實に再現しようという發想の下に、具體化され、法則化された制度であったと考えることも可能なのである。それではそのような性格をもつ察舉制度が前漢において開設されたということは、一體いかなる政治情況や時代背景に起因するものであろうか。そしてそれはとくに皇帝支配の確立による中央集權の政治體制の形成と、實際にどのような關聯をもつものであろうか。つぎにこれらの問題の一端を摸索することによって、漢代の賢良方正制度のもつ二三の歴史的な要素や特質について、章をあらためて再檢討を試みることにしたい。

二　賢良方正科による察舉の形成

(一)　周代的遺制——その一

漢代における察舉制度の形成について檢討を加えようとするばあい、まず最初に注目される史料は、漢書卷一下高帝紀の高祖十一年（前一九六）二月の條に見える左の詔敕である。

蓋し聞く、王者は周文より高きは莫く、伯者は齊桓より高きは莫し。皆賢人を待ちて名を成す。今天下に賢者智能あり、豈特に古の人のみならんや。患いは人主の交わらざるが故に在るなり。士奚ぞ由りて進まんや。今吾れ天の靈を以て、賢士大夫と天下を定有し、以て一家と爲せり。……賢士大夫の我れに從いて游ぶを肯んずる者有らば、吾れ能くこれを尊顯せん。天下に布告して、明らかに朕の意を知らしめよ。御史大夫昌は、相國に下せ。云々。

右の敕文は漢代ばかりではなく中國における官吏登用制度の開始を告げる最初の史料として重視されるが、すでに筆者が別の論文の中で略述したように、[15] ここで注目されるのは、第一に、國家の安寧と發展とは「賢人」や「賢者」の登用をもってはじめて可能であることを強調し、皇帝自身が詔敕の形式をもってその姿勢を「天下に布告」しようとしていることであり、第二に、それを具體的に實現させるために、御史大夫以下郡守にいたる關係官吏を督勵して、その制度化を進

渉しようとしていることである。しかも第三に、そこには「士奚ぞ由りて進まんや」と記され、二度にわたって「賢士大夫」の表現が用いられていることからも明らかなように、すでに察舉の對象が「士」や「大夫」という身分によって性格づけられていることがわかる。その意味から、右の詔敕は後年の賢良方正などの制舉における察舉の方法や特色を端的に示すものとして、漢代における官吏登用制度の原形を集約したものということができる。

周知のように、賢良方正などの制舉は文帝の時代に、また孝廉・茂才などの常舉は武帝と宣帝の時代に、それぞれ創設されているが、このような人材選拔の制度は實は右のような高祖の賢人登用の理念をはじめて現實化し、それを制度化したところに意義があったとしなければならない。そしてそのように考えることによって、漢代における察舉制度の形成という問題は、一面では漢初以來の政治や社會の推移變遷という觀點から、あらためて考察を試みる必要のあることを示唆することになるはずである。

それでは前漢において高祖が周代の貢士制度の觀念を標榜して以來、多くの皇帝がそれを襲用して察舉を行なったという事實は、一體いかなる政治體制の反映として理解すべきものであろうか。この問題はただ單に察舉制度の側面のみからは明らかにしがたい複雜な要素をもっているが、その理由としておそらくつぎの三點が指摘できるであろう。

まず第一は周制を規範とする漢初の復古的な時代思潮という理由である。すなわちこの思潮はいわゆる夏殷周の傳說的な聖天子がいずれも賢人の登用に盡力したことを強調し、とくにその模範的な例を三代の各王に求めるという考え方である。その代表的な存在がいうまでもなく周の文王であり、それは史記卷四周本紀につぎのように述べられている。

西伯を文王と曰う。后稷、公劉の業に遵い、古公、公季の法に則り、仁を篤くし、老いたるを敬い、少(わか)きを慈(いつく)しむ。賢者に禮下し、日中まで食するに暇あらず、以て士を待つ。士これを以て多くこれに歸せり。……辛甲大夫の徒、皆往きてこれに歸せり。

ここにもまた「士を待つ」ことによって「大夫の徒」が出仕したという觀念が披瀝されているが、前掲の漢書賈山傳

に、「文王のみ獨り以て寧んずと言わるる者は何ぞや、……士を得てこれを敬えば則ち士用いらる」として、文王の尙賢の姿勢が贊美されているのも、右のような漢初の時代思潮の一端を示すものであろう。(16)

既述のように、賢良方正制度が創設されたのは文帝の二年（前一七八）十一月のことであるが、その前月の條には、「朕聞くに、古は諸侯の國を建つること千餘」云々ではじまる列侯の領國在任を命ずる敕文が見られ、またその正月の條には、「夫れ農は天下の本なり」云々ではじまる藉田復活の詔令がつづく。さらにこの制擧は武帝卽位の建元元年十月に再開されるが、その直後に「民に爵一級を賜う」という一文があるように、民爵の授與とともに高齡者に對する特別の復除が施行され、同四月には「古の敎えを立つるや」云々で起筆される鄕黨の養老政策に關する詔敕が見出される。このように概觀してくると、前漢において賢良方正などをはじめとする察擧制度が創設されたのは、まず第一に、このような一連の復古的な諸政策の一環であったということに注意される。

(二) 周代的遺制——その二

第二の理由として、この周制に範を置く尙賢思想とともに、戰國以來の傳統的な對人閒の結合關係の存在も見遁すことはできない。すなわち孟嘗君らのいわゆる戰國の四公子によって代表されるように、さまざまの人物をその配下に擁することが長者として畏敬されるという先秦時代の遺風は、漢初においてもなお強固な習俗として殘されていた。(17) そのような交客の氣風もまた漢代における人材招致の制度の形成と無緣ではなかったはずである。事實史記卷五八梁孝王世家を見ると、竇太后の少子で景帝の弟にあたる梁の孝王武は、「天子に擬し、……四方の豪傑を招延して、山より以東の游說の士、畢く至らざるはなし」というありさまであったが、他に同樣の例は吳王濞をはじめとして、淮南厲王長・淮南王安・衡山王賜・河閒獻王德・江都易王非などの諸侯王のばあいにも見出すことができる。漢書卷五一鄒陽傳を見ると、このような主客の傾向は、

漢興るや、諸侯王は皆自ら民を治め、賢を聘く。吳王濞、四方の游士を招致するや、（鄒）陽は吳の嚴忌、枚乘らと俱に吳に仕え、皆文辯を以て名を著わす。

と記されているように、すでに「漢興」の當初から諸侯王は「皆自ら」有力な人材を招聘して、自己の勢力下に置いていたことが知られる。第一の尙古的な側面と同時に、とくに周末からはじまるこのような一般的な養士の氣風も、後述するように、漢代における選擧制度の發生に有形無形の影響をあたえたことはまちがいないはずである。

しかし賢良方正制度の中にかいま見られるこのような周制的な遺影は、ただ單に復古的な思潮や傳統的な習俗による殘照としてのみ見なされるべきものではない。さらに第三の理由として指摘し得ることは、皇帝が被察擧者に對して周制を典據とする「士大夫」の稱謂をもって垂問したということは、春秋戰國時代の「士大夫」の末裔を自認する人物たちが、當時現實に存在していたということを暗示させる。その一例として漢書卷一八外戚恩澤侯表の序文を見ると、左のような記事が寓目される。

高帝亂を撥め暴を誅し、庶事草創にして、日に給するに暇あらず。然るに猶六國を修め祀り、四皓を求め聘く。魏を過ぎれば則ち無忌の墓を寵め、趙に適けば則ち樂毅の後を封ず。其の賞を行ない、位を授くるに及ぶや、爵は功を以て先後と爲し、官は能を用て次序と爲す。後嗣は己を共みて業に遵い、舊臣は踵を繼ぎて位に居る。孝武に至りて、元功宿將略盡く。

右の一文は高祖が滅亡した六國の子孫に對して「賞を行ない、位を授」けた事情を述べたものであるが、當時戰國の士大夫層の「後嗣」や「舊臣」がいかに數多く殘されていたかということが、これによって髣髴とさせられるのではなかろうか。事實史記卷五五留侯世家に、「家は世々韓に相たり」と述べられる張良をはじめとして、史記・漢書の各傳に散見する魏豹・韓信・田儋・伍被・賈山・汲黯などは、いずれも何らかの意味において、「士大夫」に相當する身分の子孫たちであった。そして史記卷八三鄒陽傳に、

今夫れ天下の布衣窮居の士は、身は貧賤に在れば、堯舜の術を包ね、伊（尹）管（仲）の辯を挾み、龍逄、比干の意を懷き、忠を當世の君に盡くさんと欲すと雖も、而るに素より根柢の容無し。精思を竭し、忠信を開きて、人主の治を輔けんと欲すと雖も、則ち人主は必ず劒を按じて、相眄みるの跡あり。是れ布衣をして枯木朽株の資と爲るを得ざらしむるなり。

とあるように、それら「士大夫」の子孫たちは當時「布衣窮居の士」として、多くのばあい不遇の存在であったことが知られる。ときあたかも秦末漢初の混亂を收拾した直後の時代のことである。漢はそのような時代を背景として、廣大な領土におよぶ膨大な行政事務をかかえていたから、それらを新たに分掌させるに足る大量の官吏を必要としていたはずである。とするならば、當時不遇な地位に置かれていた潛在的な知識人の不滿を解消し、彼らのもつ學問や才能を活用する意味からいっても、右のような出自の人材を中央に招致することが、漢にとって急務であり、また得策であったであろうということは十分に想像され得ることである。事實賢良方正などに推擧された人材の中には、史記卷一〇二馮唐傳に「臣の父は故代の相たり」と文帝に答えた馮唐をはじめとして、漢初には先秦以來の「士大夫」の家系を自負する者が少なくなかったらしい。このように眺めてくると、漢代における賢良方正などの選擧は、實は鄕擧里選の名を借りることによって、それら「士大夫」の子孫を新たに官僚層の中に吸收し、再編成する目的をもって設置された制度であったということが可能になるのである。(18)

ここであらためて想起されるのは、この章の冒頭に揭げた高祖の詔敕に、「蓋し聞く、王者は周文より高きは莫く、伯者は齊桓より高きは莫し、……賢士大夫の我れに從いて游ぶを肯んずる者有らば、吾れ能くこれを尊顯せん」云々と述べられている一節である。以上に擧げた三つの理由を顧みるとき、第一の周制を規範とする復古的な思潮は「周（の）文（王）」に、また第二の周末以降の傳統的な人的關係は「齊（の）桓（公）」に、そして第三の周代以降の「士大夫」の後裔を登用して再編成するという現實的な政策は「賢士大夫」以下の文章に、それぞれ端的に集約されているといい得るの

ではなかろうか。文帝と武帝の時代に創始された察舉制度の中に周代の遺制が色濃く投影しているという理由は、おそらく以上のような漢初の政治情況や時代背景に對應するものであったと考えられる。

(三) 漢代的要素——その一

しかし漢代における賢良方正科の成立という問題は、ただ單に右のようないわば封建的殘滓との妥協という側面からのみ理解するならば、必ずしも十分な把握とはなり得ない。なぜならば制擧と常擧とを含めて、官吏登用制度全般が設立された文帝と武帝の時代は、一方では國家の再建や安寧に專心する時代であったが、またそれと同時に他方では皇帝による中央集權的な絶對權力が確立し、それにともなって封建的な官僚制度が大幅に改編された過渡期に相當するからである。しかも秦漢帝國における官僚制度は、元來そうした周代の族制的な身分秩序を克服し、それまで「士大夫」のみに許容されていた特權性を否定して出現してきたはずのものである。(19) したがって一方では皇帝による專制權力が頂點に達する時代を迎えながら、他方ではいかに形式的にせよ周制に假託してそれを擬制化していたとするならば、當時の爲政者たちはその間に生ずるはずの齟齬や矛盾にどのように對處し得たのであろうか。あるいは漢代の賢良方正制度が一元的な官僚制度の形成と揆を一にするものであるとするならば、それは舊來の傳統的な秩序理念と相違して、何らかのより新しい支配體制に卽應する意圖や要素をもっていたのではなかろうか。

このような觀點から再び周代的な遺制として列擧した上記の三點を檢討してみると、それらが實は皇帝支配による中央集權體制の確立と表裏一體の關聯性をもつものであったということに注意される。

すなわち第一の理由として擧げた周の文王を理想とする賢人登用の主旨は、前揭の漢書高帝紀の敕文の中にも示されているように、一見してひろく一般に官途を開放し、無名の人材を意欲的に發掘しようという聖天子の發言のように受取ることができる。しかし注意しなければならない點は、その末尾を見ると、それに適切な該當者が「有れども言わずして

（發）覺」したばあいには、その責任者である郡守は「免」官されるという處罰規定が準備されているということである。また漢書武帝紀の元朔元年十一月の條の詔敕を見ると、孝廉と廉吏に言及した文章であるが、

今或いは闔の郡に至りて一人も薦めざるあり。……二千石の官長は人倫を紀綱するに、將何を以て朕を佐けて幽隱を燭し、元元を勸きて蒸庶を厲し、鄉黨の訓を崇めんや。且つ賢を進むれば上賞を受け、賢を蔽すれば顯戮を蒙るは古の道なり。其れ中二千石、禮官と博士とともに、擧げざる者の罪を議せよ。

とあって、その結果、「孝を擧げざるは詔を奉ぜざるなり、當に不敬を以て論ずべし。廉を察せざるは任に勝えざるなり、當に免ずべし」という苛酷な罰則が奏可されている。このように察擧の責任の主體を明確にし、その賞罰規定を法文化していることから推測すると、賢人登用の一つの意圖は、それによって實質的に擔當官吏の行政能力などで判斷し、評價する一種の規準と見なしていたということが判然とするはずである。(20)

他方さらに別の一つの理由として、このように中央や地方の長官を鞭韃してまで人材の發掘に盡瘁している目的は、おそらく言論の統制という點にあったということが考えられる。すなわち漢書卷一三異姓諸侯王表の序文や後漢書卷五三申屠蟠傳を見ると、周の沒落や秦による焚書阬儒を惹起した原因の一つは、春秋戰國以來の「處士橫議」の結果であると結論づけられている。このことはただ單に過去の歷史を回顧したものではなく、實はそれに假託して暗に漢代一般の考え方を代辯したものと考えてよい。したがって賢人登用の目的の一つは、そのような處士が各地に散在すれば、彼らの言動が必ず政治權力に對する批判に直結するであろうということを警戒して、それらを事前に國家體制の中に吸收してしまおうという點にあった。前掲の漢書武帝紀を見ると、建元元年に行なわれた賢良方正などの選擧において、衞綰は「擧げし所の賢良に、申（不害）……らの言を治めて、國政を亂すものあり。皆罷めんことを請う」と上言して、「奏可」の敕許を得ているが、このことは察擧制度が明らかに言論の統制であることを物語っている。また鹽鐵論の中には賢良たちの思想を批判する文章が隨處に散見されるが、このような批判もまたさまざまの機會を口實に賢人を招致しようとした姿勢が、

實は國政にとって有害となる言論の統制を意圖するものであったことを暗示させる。

それに加えて賢良方正などを推擧して對策させるということ自體が、そもそも國家機關による一種の思想調査であったと考えるべきではなかろうか。例えば上記の鼂錯は文帝によって「唯錯のみ高第と爲す」と判定され、また漢書卷六四上の嚴助は武帝によって「助の對を善し」と評價されて、ともに賢良から中大夫に昇進しているが、このように對策の結果高第や第一という成績が下されるということは、結局はその主張や抱負が國家にとって好ましいものと認められたからであろう。しかも及第すればひきつづき皇帝の諮問機關の一員として、意見を具申する大夫や議郎などの官職に任命されるのが原則であるから、それらは結果的には爲政者側に傾斜した御用理論を提供することになる。また對策の結果下第の評價を下されても、一たん賢良方正などに擧げられたならば、その科名は當該人物にあたえられた一種の稱號として終生保持されることになるわけであるから、[21] 當然それ以後の彼らの言動も有形無形に政治權力による規制を受けることになるはずである。要するに對策の結果いかんにかかわらず、賢良方正などの被察擧者がいわば國家による飼い殺しの運命に置かれるという點においては、いずれのばあいも何ら變るところはないのである。

皇帝支配の出現に對應して制定された賢良方正などの察擧制度は、以上のように一見して在野民間の發言を虛心に聽聞しようとする周代の聖天子の理想像を標榜しながら、實際にはそれは自由な言論思想の發展を國家の意圖する方向に埋沒させようとする性格をもつものであったということができるであろう。

(四) 漢代的要素——その二

第二の理由である周末以降の人的結合關係という問題は、具體的に齊の桓公を指標としていることからも窺われるように、いわゆる尊賢使能の精神を漢代において制度化したものとして理解される。しかしそのような古來の尚賢思想は漢代における察擧制度の出現と一體どのような關聯をもつものであろうか。すでに見てきたように、さきに擧げた漢書鄒陽傳

に、「漢興るや、諸侯王は皆自ら民を治め、賢を聘く」とあるように、先秦時代のいわゆる交客養士の影響を受けて、漢代の初期には諸侯王が自己の勢力下に多數の人材を誘致していたことが知られる。しかしこのような現象はただ單に諸侯王ばかりではなく、また列侯のばあいにも見られる。すなわち史記卷九三韓王信盧綰列傳の附傳を見ると、高祖が「封じて列侯と爲」した陳豨は、「賓客のこれに從う者千餘乘」にして、「豨の賓客の盛んなること甚し」というありさまであったと傳えらる。また武帝時代の初期の有力な外戚高官であった魏其侯竇嬰や武安侯田蚡なども、これと全く同樣な狀態にあったと記されている。

しかしこのような私的な勢力集團が各地に散在することは、一元的な支配の貫徹を志向する皇帝權力の側からするならば、きわめて越權的な行爲のように映ったにちがいない。しかも吳楚七國の亂が如實に示すように、それらはややもすれば中央集權政治をおびやかす危險な存在ともなりかねなかったはずである。興味あることは、史記卷一一一衞將軍驃騎列傳を見ると、霍去病の「人と爲り」を述べて、「貴くして士を省み」ることなく、また衞青も同樣な態度であったために、「天下未だ稱するものあらざるなり」と批判されていることである。しかしここでさらに注目されるのは、その末尾の太史公の文中に、衞青が人士を優遇しなかった理由として、つぎのように述べられている點である。

蘇建、余に語って曰く、吾れ嘗て大將軍を責むらく、（大將軍は）至って尊重なれども、天下の賢大夫、稱するものなし。願わくば將軍、古の名將の招選せし所を觀て、賢者を擇び、これに勉めよ、と。大將軍謝して曰く、魏其、武安の賓客を厚くせしより、天子常に切齒す。彼の士大夫を親附し、賢を招き不肖を絀くるは、人主の柄なり。人臣は法を奉じて、職に遵うのみ。何ぞ士を招くに與らんや、と。驃騎も亦此の意に放う。

すなわちかつて蘇建が衞青に對して賢人を推擧しないことを面詰したところ、衞青は魏其侯竇嬰や武安侯田蚡が「賓客を厚く」して自己の名聲を高めようとしていた態度が、實は若年の武帝をして內心「切齒」させるほどのものであったから、自分はあえてそれを遠慮したまでであると答えている。そして霍去病の對人觀もそれを模倣したものであるとされ

ている。ここでとくに重要なことは、「士大夫を親附し、賢を招き不肖を絀くるは、人主の柄なり」[22]と附言され、「人臣は法を奉じて、職に遵うのみ。何ぞ士を招くに與らんや」と觀念づけられているということである。

右の插話からおのずから明らかにされることは、賢人を招致したり登用することは、本來ひとり皇帝のみが行使し得る權「柄」なのであって、少なくとも臣下がそれを行なうこと自體が、皇帝權力に對する僭擬であり、越權行爲であったという觀念である。したがって武帝が制擧を再開し、常擧を新設することによって、察擧制度の基礎を確立したということは、當時有力な「公卿」が戰國以降の傳統的な養士の氣風を繼承し、私的に「士大夫」を招致していた風潮に對して、あらためて着手した強權的な介入であったということを示唆する。換言すれば、武帝による頻繁な人材登用の發令は、いわば私門を排除して、國家的な規模のもとに、賢人の誘致を一元化する意圖をもつものであった。このように漢代の賢良方正などの選擧は、貴族や高官による有能な人材の私擁を摘發し、各地に散在する分權的な人的結合の紐帶を一掃した結果、それらを皇帝個人に直屬させることによって、中央集權による支配體制の強化をはかったものであったと理解することができるであろう。[23]

最後に擧げた「士大夫」の子孫に對する現實的な對應策という第三の理由も、右のような皇帝支配による絶對權力の確立という問題と決して矛盾するものではない。漢書外戚恩澤侯表の序文を見ると、その冒頭に「古より受命及び中興の君は、必ず滅びしを興し、絶えたるを繼ぎ、廢れしを修め、逸るるを擧ぐ。然る後に天下仁に歸し、四方の政行わる」云々と述べられているが、すでに一瞥したように、高祖は聖人君主の理想を再現しようとして、前代の貴顯の後裔たちを發掘し、彼らに就官の道をあたえている。その結果文帝や武帝の時代になると、そうした戰國末の「士大夫」の後繼者たちが、「後嗣は己を共しみて業に遵い、舊臣は踵を繼ぎて位に居る」という狀態が現出するようになった。それと同時にすでに指摘されているように、[24]高祖から武帝卽位にいたる前漢初期の閒に、漢室創業に勳功のあった武人官僚の子孫たちが政局から一掃されて、新たにこれら先秦時代の士大夫層の家門が進出するようになったとされている。しかしやがてこれ

らの名門勢力が増大し、彼らによって特權的な官職が獨占されるようになった結果、ついにそれらが固定化する様相が顯著になってきたということも事實である。すなわち後漢書卷二二朱祐等傳の末尾に附載される「中興二十八將論」によると、その間の經緯がつぎのように述べられている。

降りて秦漢自り世戰力に資(たよ)り、王運を翼扶するに至りて、皆武人屈起す。……或いは崇ぶに連城の賞を以てし、或いは任ずるに阿衡の地を以てす。故に埶疑わるれば則ち隙生じ、力倅(ひと)しければ則ち亂起る。蕭(何)樊(噲)も且つ猶縲紲せられ、(韓)信(彭)越も終に菹戮せらる。其れ然らざらんや。茲より以降孝武まで、宰輔は五世にわたって公侯に非ざるは莫し。遂に縉紳をして道塞(ふさ)ぎ、賢能をして蔽壅せしむ。朝には世及の私有り、下には抱關の怨多し。其れ道を懷きて聞する無く、身を草莽に委ぬる者、亦何ぞ勝げて言う可けんや。

この一文によると、右のような周代以來の名門の末裔が舊來の勢力に代わって政界に進出してきたために、武帝の時代までに、「宰輔は五世にわたって公侯に非ざるは莫し」という狀態が現出するようになったということがわかる。文中に見える「世及の私」とは、李賢の注によると、「父子相繼ぐを謂うなり」と解釋されているが、このような世襲的な傾向は有力な人材が官界に進出する「道(を)塞ぎ」、一部の貴族的な官僚たちのみを內外の重要な役職に就任させる事態を生み出すにいたったらしい。そうした政治上の樞要な地位がすべて貴戚によって獨占され、その新勢力を背景に三公や九卿が政局を壟斷する貴族政治が擡頭するということは、少なくとも皇帝個人の獨裁權力の行使にとって、これまた重大な支障とならざるを得なかったはずである。

賢良方正をはじめとする漢代の察舉制度は、一方では先秦以來の士大夫層の子孫を新たな政治體制の中に再編成するという現實的な對應策の側面をもつものであったが、またそれは同時にこのような政府內部における官僚の貴族化を打破し、解體させるために創設された制度であったということができる。その改革にまず最初に試行的に着手したのが文帝であり、それを本格的に實施したのが武帝であった。その文帝によって賢良に登用された鼂錯は、史記同傳に「潁川の人」

と記されるのみで、その生地以外は不明の人物であり、また武帝によって同じく賢良に指名された公孫弘は、史記同傳によると元來「薛の獄吏」という微賤な小吏の出身であったから、彼らがともに有力な家系や勢族を背景に登場したのではないことは明らかであろう。文帝のつぎの景帝は鼂錯に對して、その「事を言えば輒ち聽き、(寵)幸は九卿を傾く」ほどの寵愛を示し、ついに御史大夫にまで昇進させている。また武帝は公孫弘に對して、「愈々益ますこれを厚くし、卒に弘を以て丞相と爲し、平津侯に封ず」るという破格の拔擢を行なっている。漢書卷六六車千秋傳を見ると、武帝はただ「伐閱功勞」のないという理由のみで、「他に材能術學の無」い車千秋を丞相に登用し、「世に未だ嘗て有らざる」ほどの異例の待遇をあたえたことが知られるが、このことは右の鼂錯や公孫弘のばあいと同樣に、一部の貴族的な官僚層の干涉を排除して、自ら獨斷專行による政治の徹底化をはかったものと理解することができるであろう。

このように觀察してくると、漢代の賢良方正制度は周制に立脚した「士大夫」の呼稱を媒介として、實際に春秋戰國以來の「士大夫」の子孫を發掘し任官させることを意圖した選擧であったが、また同時にそれはその子孫のもたらしつつあった特權化に對して新しくとられた人材の採用法であったということができるかもしれない。このように漢代の官吏登用制度はその設立の當初からさまざまの問題を帶同しつつ、辟召を創置した宣帝の時代をへて、新たに後漢時代を迎えることになるのである。

あとがき

以上小稿は賢良方正を中心とする漢代の察擧制度を考察の對象として、まず最初に察擧の有資格者がしばしば「公卿」の別稱でよばれ、他方それに對して被察擧者が「士大夫」の異稱でよばれていたことに注目し、兩者の關係について二三の論證を試みた。その結果當時の選擧制度はただ單に呼稱上の近似性ばかりではなく、實際に「公卿」が「士大夫」を選拔する制度として把握することが可能であるという結論に達した。そしてこの結論を基礎として漢代の官吏登用制度の中

に窺われる封建的な遺制を分析して、それらは文字通り周制に範を置いた漢初の傳統主義などに由來するものであったが、また同時にそれらは皇帝支配による一元的な政治體制とも表裏一對をなす現實的な施策であることを究明しようとした。もし以上の所論にあやまりがなければ、漢代の察舉制度は一面では周代の貢士制度や尚賢思想を理念的な背景とし、他面では皇帝を中心とする中央集權的な政治機構の確立を目的として、新たに創設された卽時代的な制度であったと考えることも可能である。そしてこれら新舊兩者の側面を微妙な均衡と巧妙な操作によって保ち得たところに、それが制度として定着し、發展することのできた最大の原因があったと結論づけることができるであろう。

もちろん以上の考察の中には殘された問題が決して少なくない。例えばここでは專ら皇帝支配や中央集權の觀點から人材登用の目的や性格を檢討しようとしてきたが、逆に下級官僚や一般庶民などの鄕黨の側面から眺めたばあいに、そのような官吏登用制度が一體どのような意義や利點をもっていたかという問題などがそれである。とくにそれは皇帝權力が相對的に弱體化し、いわゆる士大夫層が名實ともに定着して、その存在意義を發揮するようになる後漢時代において、右のような察舉制度がいかなる役割を演じたかということは、あらためて問い直さなければならないかなり重要な問題であろう。さらに察舉制度それ自體が本來中央政治や地方自治の勢力の消長などをはじめとして、さまざまの複雜な政治社會の變質によって微妙に左右される性質のものであるから、少なくとも問題は一選擧法の制度史的な解明によって盡きるものではない。すべての考察がこの時點から出發することはいうまでもないことであろう。

註

(1) その詳細については、小稿「漢代察舉制度の研究——とくに制擧における昇進の規準をめぐって」(東京大學『東洋文化研究所紀要』九三、一九八三年)およびその後注3を參照。

(2) この問題については、小稿「漢代の制科における察擧の問題」(早稻田大學大學院『文學研究科紀要』二四、一九七八年)および「漢代の官僚制度と秩六百石の上下」(『史觀』一〇二、一九八〇年)を參照。

(3) 右注(1)に引く小稿を參照。

(4) 同樣な例として、他に後漢書桓帝紀・馬融傳・李固傳・同

所引續漢書・後漢紀順帝紀・三國志蜀書劉二牧傳所引益部耆舊傳などを列擧することができる。

(5) 漢代の「士大夫」については、有高巖「漢代の士大夫階級」(『歷史教育』九―一〇、一九三五年)などを參照。とくに「士」や「庶人」に關する研究として、宮崎市定氏や宮川尙志氏などの諸研究のほかに、大庭脩「材官攷――漢代の兵制の一班について」(『龍谷史壇』三六、一九五二年)、米田賢次郎「漢代徭役日數に關する一試論――特に『三十倍於古』について」(『東方學報』京都二七、一九五七年)、西村元佑「漢代の騎士――士・卒の問題に關聯して」(『龍谷史壇』四四、一九五八年)、片倉穣「漢代の士伍」(『東方學』三六、一九六八年)、好並隆司「漢代下層庶人の存在形態」(同氏『秦漢帝國史研究』所收、未來社、一九七八年)、越智重明「漢時代の賤民、賤人、士伍、商人」(九州大學『東洋史論集』七、一九七九年)、梁玩喆「爵を通じて見た漢代の庶人考――醫・商賈を中心として」(『立命館文學』四一八―四二一、一九八〇年)、冨谷至「秦漢における庶人と士伍・覺書」、東晉次「後漢知識階層の形成に關する覺書」(ともに『中國士大夫階級と地域社會との關係についての總合的研究』所載、一九八三年)などがある。

(6) 小稿「漢代における對策の書式――制度史による思想史研究への一視角」(木村英一博士頌壽記念『中國哲學史の展望と摸索』所載、創文社、一九七六年)を參照。

(7) 尾形勇「自稱形式より見たる君臣關係」および「『臣某』の意義と君臣關係」(同氏『中國古代の「家」と國家』所收、岩波書店、一九七九年)の指摘による。

(8) 右注(2)に引く前者の論文は、漢書と後漢書を中心に、制擧に登用された人物を拾集した結果、前漢の被察擧者三四例と後漢のそれら八五例を整理し、彼らの前歷などをその末尾に一覽表として附載している。

(9) ここにいう「子大夫」の「子」とは、漢書武帝紀所引の顏師古の注および同賈誼傳と同董仲舒傳所引の服虔の注によると、「大夫」の位にある男子に對する「嘉稱」や「美號」の一種とされている。ちなみに春秋公羊傳卷一六宣公六年(前六〇三)の條に見える何休の解詁に、「古は士大夫は通じて子と曰う」とあり、また詩經陳風宛丘に見える鄭玄の箋に、「子とは大夫なり」とあるのも、このばあい一つの參考になるであろう。

(10) この一節は「待つに」ではなく、「待するに」云々と讀むのが正しい訓讀であるかもしれないが、荀子王制に「賢能は次を待たずして擧ぐ」とあることから類推して、ここでは「待つ」と讀んでおく。

(11) 西嶋定生「二十等爵制の構造」(同氏『中國古代帝國の形成と構造』所收、東京大學出版會、一九六一年)を參照。

(12) 栗原朋信「文獻にあらわれたる秦漢璽印の研究」(同氏『秦漢史の研究』所收、吉川弘文館、三版、一九六九年)を參照。

(13) 孫詒讓『周禮正義』にも「弘廣林云う」という一文が引かれて、ほぼこれと同樣の解釋が示されている。

(14) 平中苓次「漢代の官吏の家族の復除と『軍賦』の負擔」(同氏『中國古代の田制と稅法』所收、東洋史研究會、一九六七年)を參照。

(15) 小稿「漢代の選擧と制科の形成」(『早稻田大學『社會科學

討究』五二、一九七三年）を參照。

(16) ちなみにこの文王と逆の人物として擧げられる存在は、秦の始皇帝と楚の項羽である。前者に對する批判については、史記秦始皇本紀所引賈誼過秦論・同賈山列傳や漢書路溫舒傳など、後者に關する非難については、史記高祖本紀・同陳丞相世家・淮陰侯列傳や漢書酈食其傳などに散見される。

(17) 增淵龍夫「漢代における民閒秩序の構造と任俠的習俗」（同氏『中國古代の社會と國家』所收、弘文堂、一九六〇年）を參照。

(18) 以上漢初の政治と選擧制度との關聯については、森三樹三郎「漢初の選擧」（『支那學』一二―三・四、一九四六年）、江幡眞一郎「西漢の官僚階級――官吏の登用法と官吏の出自について」（『東洋史研究』一一―五・六、一九五二年）などの研究がある。小稿の論旨の一部はこれらの論文に負うところが少なくない。

(19) 西嶋定生「中國古代統一國家の特質――皇帝支配の出現」（同氏『中國古代國家と東アジア世界』所收、東京大學出版會、一九八三年）などを參照。

(20) この問題については、小稿「漢代鄕擧里選の一性格」（『社會文化史學』一五、一九七二年）を參照。

(21) この問題については、小稿「後漢の選擧における推擧の辭退」（『東方學』五七、一九七八年）を參照。

(22) この問題については、小稿「漢代の制科について」――第六九回史學會東洋史部會研究發表要旨（『史學雜誌』八〇―一二、一九七一年）において略述した。

(23) 紙屋正和「前漢時代の郡、國の守、相の支配權の強化について」（『東洋史研究』四一―二、一九八二年）によれば、武帝時代以降、選擧制度の整備を媒介として、郡國の守相に對する支配が強化されたことが明らかにされている。

(24) 右注(18)に引く森氏の論文を參照。

〔付記〕 この論文は昭和五六年度東洋史研究會大會における研究發表「漢代賢良方正科考」（要旨『東洋史研究』四〇―三、一九八一年）の一部にもとづくものである。たまたまこの論文を東洋史研究會編集委員會に投稿するさいに、さまざまの示教を頂戴したのは、京都大學人文科學研究所の川勝義雄教授であった。しかし殘念ながら、その後まもなく同氏は入院加療のすえについに不歸の人となられた。ここに生前の文字通りの友誼や厚情に深謝し、この拙ない一篇を同氏の御靈前に捧げることにしたい。

ON THE HAN DYNASTY DEGREE OF *XIANLIANG FANGZHENG* 賢良方正

FUKUI Shigemasa

Centering around the degree of *Xianliang fangzheng*, this article deals with the system of officials' appointment of the Han Dynasty. First one must pay attention to the fact that all those eligible capable of recommending persons for appointment as officials for official examination were called "nobles" (*gongqing* 公卿), whereas those who had taken the examination were named "officials" (*shidafu* 士大夫), and try to understand the difference between these two groups properly. As a result we may state that the examination system of the Han was structured according to income : those above 2,000 shi 石 were the "nobles", those below to 400 shi were mere "gentlemen" (*shi* 士), and those between equivalent to 600 and 1,000 shi were "officers" (*dafu* 大夫). Its aim was to promote people from the position of the gentlemen to that of officers. Looking therefore at the Han Dynasty system of official selection from this angle, the Zhou hierarchy of nobles, officers, and gentlemen is strongly noticeable. However, if we scrutinize the historical data very carefully, we realize that one must not overlook the existence of a particular Han element arising as a reaction to the imperial despotic government. That is, the examination system can on the one hand be seen on the ideological background of the Zhou system, on the other hand, one must consider the possibility that it developed in the wake of a centralized administration which began at that time, and as such represents a new method of recruiting men of talent. Holding the two elements of tradition and realism in a subtle balance and preserving them through ingenious managing, the selection of *Xianliang fangzheng* under the Han dynasty grew gradually into a fixated examination system. This, I think, was the most important cause for the examination system.